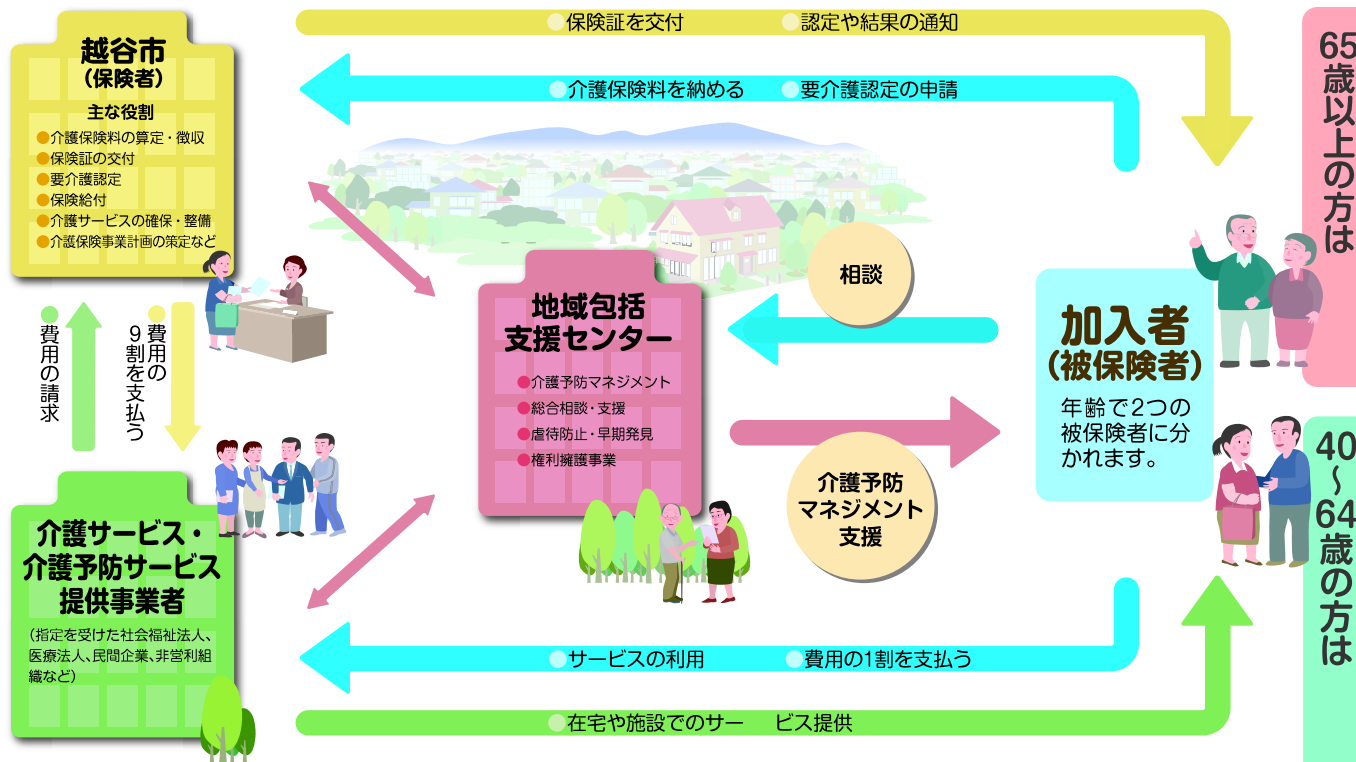


しくみと加入者

介護保険は越谷市が運営し、40歳以上の全員が加入します。
 新設された **地域包括支援センター** が地域の中核機関となつて、高齢者の暮らしを地域ぐるみで支えます。

地域で支えるしくみです
 老後の安心を

みんなのあんしん介護保険



「第1号被保険者」

65歳以上の方は

介護サービス・介護予防サービスを利用できる方
 ● 介護や支援が必要であると「認定」を受けた方。
 (要介護認定→10~11ページ)
 介護が必要となった原因は問われません。

介護保険の保険証
 ● 一人に一枚ずつ保険証が交付されます。
 ● 65歳になる月に交付されます。
 ● 保険証が必要なとき
 ・要介護認定を申請するとき
 ・サービスを利用するとき

「第2号被保険者」

40~64歳の方は

介護サービス・介護予防サービスを利用できる方
 ● 介護保険で対象となる病気*が原因で「要介護認定」を受けた方。
 ● 交通事故などが原因の場合は、介護保険の対象外となります。

*介護保険で対象となる病気(特定疾病)とは、次の16種類が指定されています

- | | |
|----------------------------|--------------------------------|
| ● 筋萎縮性側索硬化症 | ● 脳血管疾患 |
| ● 後縦靭帯骨化症 | ● 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 |
| ● 骨折を伴う骨粗しょう症 | ● 閉塞性動脈硬化症 |
| ● 多系統萎縮症 | ● 関節リウマチ |
| ● 初老期における認知症 | ● 慢性閉塞性肺疾患 |
| ● 脊髄小脳変性症 | ● 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |
| ● 脊柱管狭窄症 | ● 末期がん |
| ● 早老症 | |
| ● 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 | |

Q 地域包括支援センターとは、何をするとところですか？

A 地域包括支援センターは、保健、介護、福祉という3分野の専門職が連携し、市や地域の医療機関、介護(介護予防)サービス事業者、ボランティアなどと協力しながら地域の高齢者のさまざまな相談に対応する機関です。

- 保健師等**
介護予防ケアプランの作成、介護予防指導 など
- 主任ケアマネジャー等**
事業者やケアマネジャーの指導 など
- 社会福祉士等**
高齢者の権利擁護に関する相談を担当 など

- 地域包括支援センターの主な仕事には次のようなものがあります。**
- 高齢者や家族、地域住民からの総合的な介護や福祉に関する相談への対応、支援
 - 介護予防ケアプランの作成、介護予防事業(新予防給付、地域支援事業)のマネジメント
 - ケアマネジャーへの支援やネットワークづくり
 - 高齢者に対する虐待の防止と権利擁護事業
 - 特定高齢者候補の実態把握 など



しくみと加入者